

論文式試験問題集  
〔憲法〕

## 【憲法】

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

## 【事実】

- 1 Yは、A市希望ヶ丘1丁目から5丁目までの区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会）であり、地方自治法260条の2の規定する「地縁による団体」として認可を受け、法人格を取得していた。Yには、現在、対象区域内の1060世帯の約88・6パーセントに当たる939世帯が加入しており、その活動は、市等の公共機関からの配布物の配布、災害時等の協力、清掃、防犯、文化等の各種行事、集会所の提供等極めて広範囲に及んでいた。また、Yは、自治会未加入者に対しては、〈1〉A市等からの配布物を配布しない、〈2〉災害、不幸などがあつた場合、協力は一切しない、〈3〉今後新たに設置するごみ集積所やごみステーションを利用することはできないという対応をすることを役員総会で決定していた。
- 2 XはA市の希望ヶ丘4丁目において居住するものであり、Yの会員である。
- 3 Yにおいては、従前より、希望ヶ丘小学校教育後援会、A市社会福祉協議会、赤い羽根共同募金会等（以下「本件各会」という。）への寄附金及び募金を支出していたが、それは、本件各会からの寄附金及び募金の協力要請を受けて、毎年、丁目単位を標準として設けられた班の班長が各会員の世帯を訪問して集金し、本件各会に対して、これを支出するものであつた。寄附金及び募金の実績は、全世帯の合計額で約90万円ほどで、寄附金及び募金の集金に応じた世帯は、本件各会ごとに約250世帯ないし約460世帯であり、集金に応じた世帯の中でも、本件各会によって寄附金及び募金の集金に応じたり応じなかったり区別する世帯もあつた。また、集金の際、快くこれに応じる会員のある一方、協力を断る会員もおり、留守の会員も多かつたため、集金に当たる班長は負担に感じており、班長への就任を避けるため、Yを休会する会員もいた。
- 4 そこで、Yは、平成28年3月末日開催の定期総会において、自治会費を年6000円から年7000円に増額する旨の決議（以下「本件決議」という。）をした。本件決議による増額分の会費1000円は、Yにおいて他の自治会費6000円とは別に管理し、その全額を、本件各会への寄附金及び募金に充て、翌年度には繰り越さないことが予定されていた。この定時総会では、代議員117名（原則として8世帯会員分で1名）により、賛成多数により本件決議がなされたが、反対者9名、保留者5名がいた。
- 5 本件決議を受け、役員総会において、会費増額に反対して支払を拒否する会員には、自治会離脱届の提出を求めること、従前行われていた寄附金および募金の集金業務は本年度より廃止することなどが確認された。
- 6 その後、本件決議及び上記役員総会の確認に基づき、班長が各世帯を訪問して、改定後の会費の集金を行った。しかし、Xは、会費のうち寄附金及び募金に相当する年1000円の増額分を支払いたくなくとして、これを除いた会費分（従前会費相当分）を支払おうとしたが、一部のみを受け取れないとして受取を拒絶された。Yにおいては、このような会員については、一部入金扱い又は不払い扱いとはせず、会費全額について保留の扱いとしている。
- 7 そこで、Xは、寄附するか否か、募金するか否かは、本来個人の自由な意思に委ねられるべきものであり、本件決議は、任意に行われるべき寄附及び募金を、支払を義務づけられる会費とすることによって強制するものであるとして、本件決議が無効であること、及びXの会費が従前の6000円を超えないことの確認を求めたいと考えている。

**【設問】**

Xの立場からの憲法上の主張とこれに対して想定される反論との対立点を明確にしつつ、あな自身の見解を述べなさい。

**【参考資料1】 地方自治法**

(地縁による団体)

第260条の2 町又は字の区域その他の市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約の定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち、次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の良好な地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二～四（略）

3～5（略）

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。